

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年度以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっています。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどが免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の新感染症についても、その感染力の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとして、平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)を制定しました。その後、同年6月に特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定されました。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものです。

令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定されました。今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する改正法等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものです。

また、北海道(以下「道」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、道における新型コロナ対応の経験を踏まえて北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「道行動計画」という。)が令和7年3月に改定されました。

本町では、平成26年12月に豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を策定しておりますが、政府行動計画及び道行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定します。

第2章 町行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 これまでの町行動計画作成に至るまでの経過

本町においても平成21年の新型インフルエンザの流行に伴い、以下のとおり取組みを行ってきました。

- (1)豊富町新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の実費負担に係る費用軽減事業実施要綱制定(H21、11,16)
- (2)豊富町インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱制定(H22,9,24)
- (3)豊富町インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱制定(内容改正)(H24,10,1)
- (4)豊富町新型インフルエンザ等対策本部条例制定(H25,3,11)
- (5)豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の総務産業常任委員会報告(H26,9,8)
- (6)豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の縦覧・パブリックコメント受付
(H26,9,16～9,30)
- (7)豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画の決定(H26,12,1)
- (8)豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画の豊富町議会報告(H26,12月)
- (9)豊富町新型インフルエンザ等対策行動計画の一部改定(R2,4月)
(新型コロナウイルス感染症対策の体制強化を図る観点から豊富町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)の組織構成、各部所掌事務の整理)

第2節 内容・位置づけ

- (1)特措法第8条に基づき、豊富町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び道行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。
- (2)病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択枝を示します。

第3節 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3) 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

です。町行動計画の対象とする感染症もこれに準ずることとします。

第4節 計画の見直し

本行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

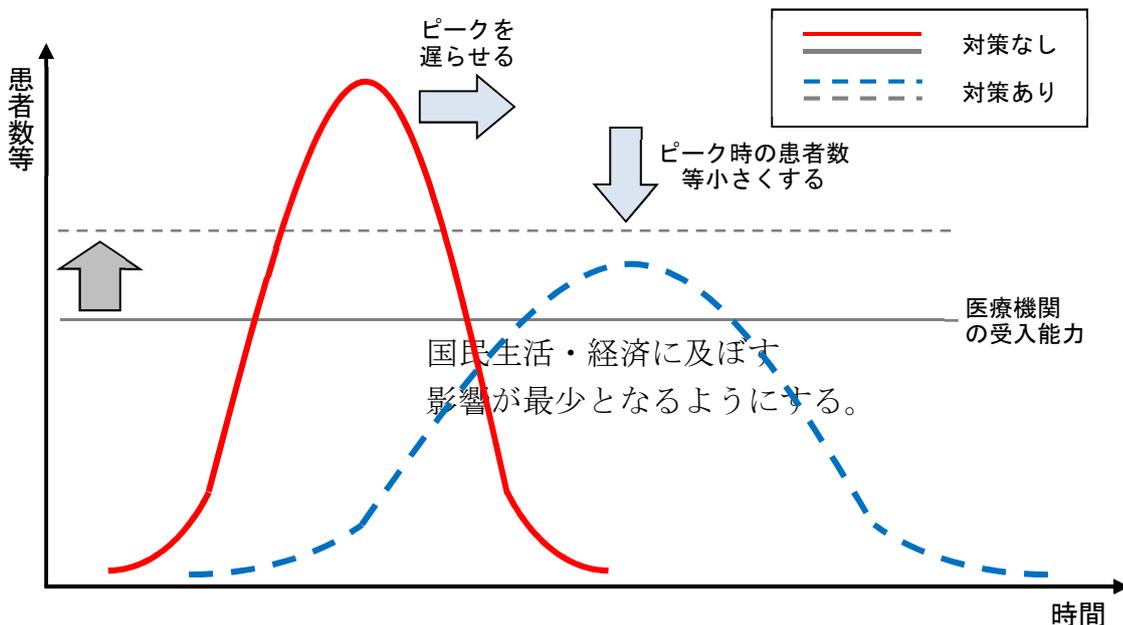
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないものと考えます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療機関の受入能力を超えないようにします。
- ・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らします。



(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民生活・町民経済の安定に関係する業務の維持を図ります。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしています。

道においては、国の基本的対処方針を受けて、道行動計画を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、町は、道の政策決定を踏まえつつ、町行動計画を基に必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととします。

対策実施上の時期区分		
準備期(平時)	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降
準備期の対応	○ 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、町及び企業における事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。	
初動期の対応	○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。	

対応期の対応	<p>○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。</p> <p>○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、町は、国、道、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。</p> <p>○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。</p> <p>○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えます。</p>
--------	--

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じること想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示します。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行います。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とします。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定します。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

	時 期	有事のシナリオ
初 動 期	初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応。
対 応 期	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部(以下「道対策本部」という。)の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に町対策本部を設置し対応。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、国、道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、以下の点に留意します。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

② 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

③ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

④ ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

⑤ 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進めます。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、町は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

① 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

道は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応することとしています。町は、必要な協力を行います。

② 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策にあたっては、町民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時か

ら感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。道により医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する道対策本部への要請に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。その際には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町は、特に必要があると認めるときは、道に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における町内の高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

(8)記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第5節 対策推進のための役割分担

(1)国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- ・WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を協力的に推進します。
- ・対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

(2)道の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した時は、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。
- ・市町村や関係機関・団体等と緊密な連携を図ります。

(3)町の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4)医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた業務継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力をします。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、業務継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

(5)登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6)一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行います。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置が求められます。

(7)町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施します。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するため、以下の7項目ごとに、準備期(平時)、初道期、及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

① 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や町民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、町は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

このため、町は、初動体制への円滑な移行を図るため、平時から「豊富町インフルエンザ等対策会議(以下「町対策会議」という。)を常設しており、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。政府対策本部が設置され、直ちに道が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、下記のとおり町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害を防止及び社会機能維持を図ります。

ア) 構成

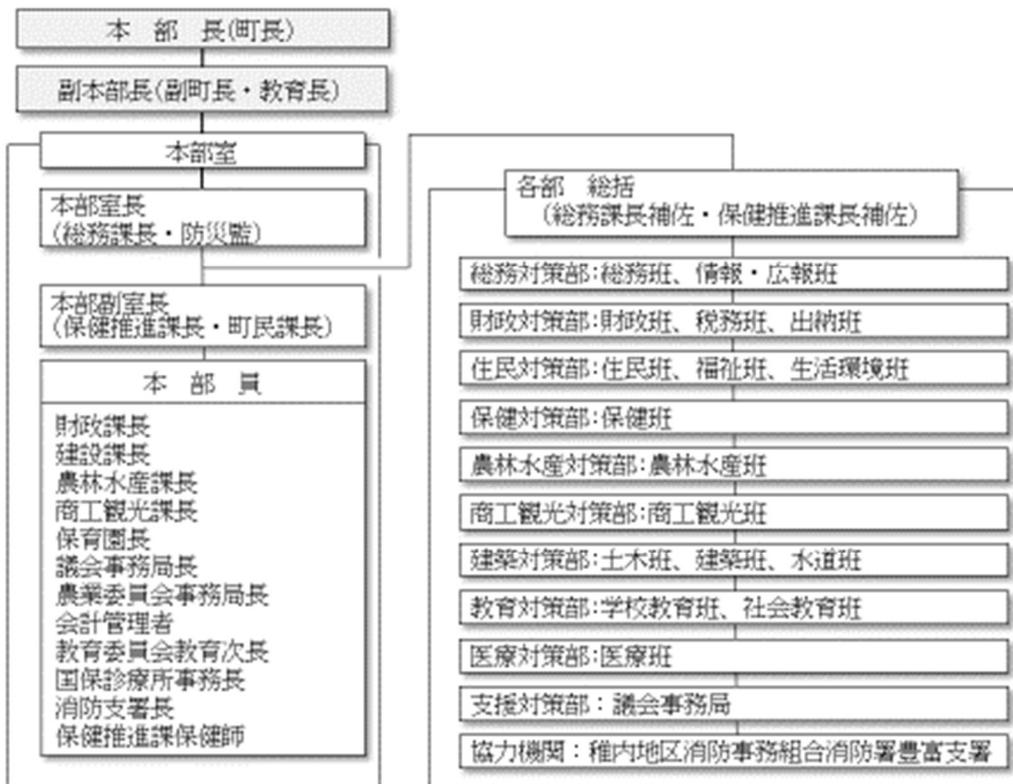
- ・本部長 : 町長
- ・副本部長 : 副町長、教育長
- ・構成員 : 各課長等
- ・事務局 : 総務課

イ) 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、道、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

ウ) 組織等

対策本部の組織は次のとおりとする。



エ) 対策本部の各部所掌事務

対策本部の各部所掌事務は、別冊「対策本部の各部所掌事務」のとおりとする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、町は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行います。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする必要があります。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることが重要です。

このため、道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行うことし、町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、町は医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道・保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する必要があります。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

このため、町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する必要があります。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、町は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

事業者や町民生活・地域経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討していきます。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期(平時)

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更します。行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取します。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行います。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、道及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 国、道及び指定(地方)公共機関とともに新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関及び教育機関等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生又はその疑いが確認された場合の措置

- ① 政府対策本部及び道対策本部が設置された場合、必要に応じて、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国の財政支援を踏まえつつ、必要となる予算を迅速に確保し、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めると

きは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求めます。

3-1-2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

3-2. 町対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。町は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3-3. 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期(平時)

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

1-1-2. 道との感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進めます。

第2節 初動期

2-1. 初動期における迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、準備期(平時)に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民等に対し迅速かつ一体的な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、相談窓口等を設置します。

第3節 対応期

3-1. 対応期における迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、町民等に対し迅速かつ一体的な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、相談窓口等を継続します。

第3章 まん延防止

第1節 準備期(平時)

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図っていきます。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。また、令和2年5月に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)」を活用し、まん延防止のための避難所開設時の具体的な避難所運営、役割分担・手順を確認します。

第2節 初動期

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は町内におけるまん延に備え、業務継続計画、避難所運営マニュアルに基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行います。

町に要請があった場合、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請します。

町に要請があった場合、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-2事業者や学校等に対する要請

3-2-1.営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業者を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行います。

町は、事業者や町民等への周知など、道に必要な協力を行います。

3-2-2.まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、上記3-2-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行います。

3-2-3.その他の事業者に対する要請

① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行います。

3-2-4.学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、道は、国と連携し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

町は、町教育委員会と連携して小・中学校や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-2-5.避難所開設

町は、町内のまん延防止のため、必要に応じて、避難所を開設します。避難所運営マニュアルを基に避難所運営を円滑に行い、町民の安全・安心を確保し、公共空間での感染機会の削減を図ります。

第4章 ワクチン

第1節 準備期(平時)

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医療機関等の関係者との協力関係を構築します。

1-1-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。
- ② 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告します。

1-1-3. 住民接種

町は、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- (ア) 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、町外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-2. 情報提供・共有

1-2-1. 町民への対応

定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた

Q&A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

1-2-2. 町における対応

町は、道の支援を得ながら、定期的予防接種の実施主体として、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行います。

1-2-3. 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働、介護保険、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であることから、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。

1-3. DXの推進

- ① 町は、予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する必要があります。
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

平時において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

第3節 対応期

3-1. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 町職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局と連携し、接種体制を確保します。

3-2-2-4. 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3-3. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。

第5章 保健

第1節 準備期(平時)

1-1. 稚内保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から稚内保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

町は、稚内保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

町は、稚内保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行います。

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- ② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。情報提供にあつては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行います。

第6章 物資

第1節 準備期(平時)

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

② 豊富消防支署は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、平時に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認します。

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、道と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期(平時)

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要に応じて食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

1-5. 火葬体制の構築

町は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。また、道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、国及び道と連携し、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、適切な措置を講じるとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保

や便乗値上げの防止等の要請を行います。

- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、道を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

3-3. 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。

制定：平成26年12月 1日

改定：令和 2年 4月29日

改定：令和 8年 3月23日